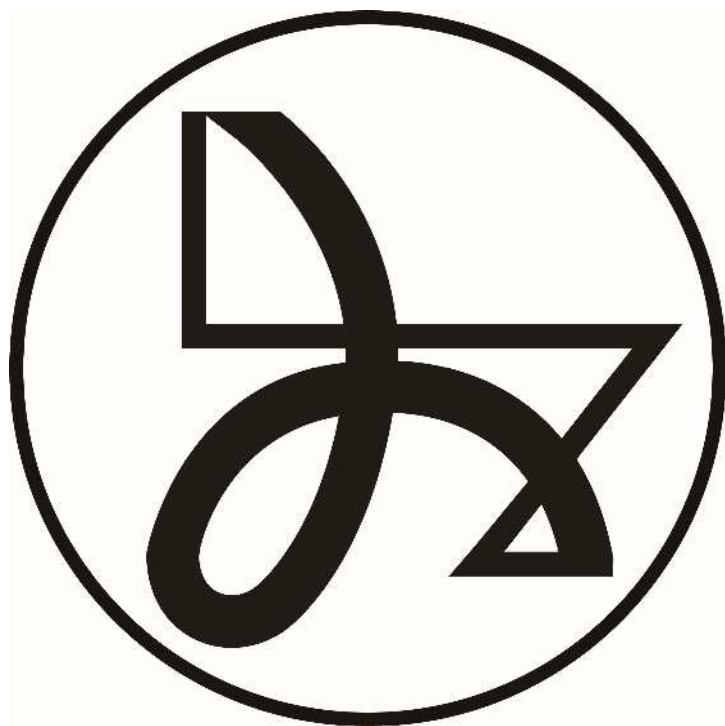


大府市いじめ防止基本方針



令和3年9月1日 最終改訂

大府市・大府市教育委員会

目 次

1	はじめに	1
2	いじめの防止等に関する基本的な考え方	1
3	いじめの定義	2
4	関係者の責務等	2
	(1) 市の責務	
	(2) 教育委員会の責務	
	(3) 学校の責務	
	(4) 保護者の責務等	
	(5) 地域住民の役割	
	(6) 子どもの役割	
5	市の取組	4
	(1) 大府市いじめ問題対策連絡協議会	
	(2) 広報・啓発活動	
6	教育委員会の取組	5
	(1) 教職員の資質の向上	
	(2) インターネット上のいじめに対する対策の推進	
	(3) 調査研究の推進等	
	(4) 広報・啓発活動	
7	学校の取組	5
8	重大事態への対処	6
	(1) 学校及び教育委員会の対処	
	(2) 市長による再調査及び再調査を踏まえた対処	
資料	重大事態対応フロー図	8

1 はじめに

いじめは、子どもの心身の健全な発達に深刻な影響を及ぼすのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある絶対に許されない行為です。しかしながら、いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得る身近な問題でもあることから、将来にわたっていじめを防止し、未来を担う子どもたちが安心して生活し、学ぶことができる環境を整えることが必要です。

本市では、「健康都市」をまちづくりの基本理念に掲げ、教育においては、「心身ともに健康で知恵と愛を持つ子どもの育成」を目指し、様々な施策を推進してきました。特に、子どもの心が健康で豊かなものとなるよう、大府市幼保児小中連携教育の指針「きらきら」を作成し、命の大切さや思いやり、認め合うことの重要性を伝えることで、子どもの健やかな成長を支援してきました。

こうした中、平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」といいます。）第12条の規定に基づき、いじめのない社会で安心して暮らしていくためには、市、教育委員会、学校、保護者、地域住民等の様々な主体が相互に連携し、それぞれの役割を適切に果たしていく必要があります。子どもの尊厳を保持するため、いじめの防止等（「いじめの未然防止」「いじめの早期発見」「いじめへの対処」）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「大府市いじめ防止基本方針」といいます。）を策定しました。この基本方針を基に、学校の内外を問わず、子どもが安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの防止等に一層努めてまいります。

【用語の定義】

- 学校 大府市立学校設置条例（昭和45年大府市条例第53号）第2条に規定する学校をいいます。
- 子ども 学校に在籍する児童又は生徒をいいます。
- 保護者 親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいいます。
- 地域住民 市内に在住し、在勤し、及び在学する者並びに自治会、コミュニティその他の市内の団体並びに市内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいいます。

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、どの学校でも起こり得る問題であり、どの子どももいじめの被害者にも加害者にもなり得ることから、全ての子どもに関わる問題です。

全ての子どもが安心して学校生活を送り、さまざまな教育活動の中で自らの力を伸ばしていくためには、いじめの防止等に取り組むとともに、いじめを生み出さない学校の

風土をつくることが大切です。

本市では、行政、学校、保護者、地域住民、その他関係機関と連携して、「いじめをしない、させない、見逃さない」ための取組を積極的に展開し、子どもたち一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができるよう努めてまいります。

3 いじめの定義

大府市いじめ防止基本方針では、「いじめ」とは、子どもに対して、当該子どもが在籍する学校に在籍している等当該子どもと一定の人的関係※₁にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響※₂を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているもの（法第2条）とします。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた子どもの立場に立つて行うことが必要です。この際、いじめには、多様な態様があることを考慮し、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めることが大切です。

また、いじめの認知については特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（以下「学校いじめ対策組織」といいます。例：「いじめ・不登校虐待対策委員会」）を活用し、組織的に判断することが求められています。

さらに、いじめのうち、犯罪行為として扱われるべきと認められ、警察の専門的な知識や技能が必要と判断されるものや、子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるものは、教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談し、連携した対応をとることが必要です。

※1 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の子ども、当該子どもが関わっている塾やスポーツクラブ等の仲間や集団（グループ）等、当該子どもとの何らかの人間関係がある状態を指します。

※2 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすること等を意味します。けんかやふざけ合いであつても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

4 関係者の責務等

本市では、子どものいじめの防止等に関する各関係者が、大府市いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等に対する施策を定めて実施するとともに、連携して取組の充実を図ります。

(1) 市の責務

- ① 市は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に実施していきます。
- ② 市は、学校がいじめ問題への適切な対応ができるよう、必要な措置を講じ、いじめから子どもを守り、いじめを生み出さない学校づくりを支援していきます。

(2) 教育委員会の責務

- ① 教育委員会は、公認心理師等の心の専門家をスクールカウンセラーとして配置する等、子どもが悩みを相談しやすい環境の充実を図ります。
- ② 教育委員会は、弁護士をスクールロイヤーとして配置し、専門的知識・経験に基づき、学校における子どもを取り巻く問題に対し、子どもの最善の利益の観点から法的アドバイスを受け、解決を図ります。
- ③ 教育委員会は、子どもが抱える学校や日常生活における様々な問題に能動的に働きかけるスクールソーシャルワーカーを配置し、関係機関等と連携・調整を行い、解決を図ります。
- ④ 教育委員会は、学校がいじめへの対応や問題の解決に向けて、指導・助言を行い、適切な措置が講じられるよう支援をします。

(3) 学校の責務

- ① 学校は、全ての子どもが教職員や友人との間に信頼関係を育むことを通して、いじめのない学校づくりに努めます。
- ② 学校は、道徳教育や体験活動等の充実を図り、子どもの人間関係をつくる力を育てるとともに、コミュニケーション能力の向上に取り組むことにより、いじめの未然防止に努めます。
- ③ 学校は、研修等の充実を図り、全ての教職員がいじめに対する共通認識をもち、適切に対応できるよう、指導力の向上を目指します。
- ④ 学校は、教育相談体制を充実し、子どもが相談しやすい環境を整えるとともに、定期的なアンケート調査や個人面談等によりいじめの早期発見に努めます。
- ⑤ 学校は、教職員がいじめを発見したとき、いじめの相談を受けたとき、又はいじめの疑いがあると思われるときは、速やかに学校いじめ対策組織において当該いじめに係る情報を共有し、特定の教職員で問題を抱え込むことがないように、迅速かつ組織的に対応します。また、学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通すとともに、いじめが「解消している」状態に至った場合でも、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒を日常的に注意深く観察する等、再発防止に努めます。

(4) 保護者の責務等

- ① 保護者は、子どもの教育において第一義的責任を有するものであり※₃、子どもがいじめを行うことのないよう、自他の命を大切にする心や他を思いやる心を育てることに努めることが求められます。
- ② 保護者は、子どもがいじめを受けた場合やいじめに関わっていると気付いた場合は、子どもをいじめから守るための、あるいは子どもにいじめをさせないための適切な措置を、市、学校、関係機関等と連携して行います。
- ③ 保護者は、市、教育委員会及び学校が講ずるいじめの防止等の取組に対して、協力するよう努めることが求められます。

※₃ 教育基本法第10条には、「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。」とあり保護者の責任を明記しています。

(5) 地域住民の役割

- ① 地域住民は、学校、家庭と連携し、地域全体で子どもたちを見守り、子どもが安心して過ごすことができる環境づくりに努めていくことが求められています。そのため、地域、学校、家庭が協働して、子どもたちのさまざまな体験活動や人と関わり合う活動を支援していくことが必要です。
- ② 地域住民による子どもに対する見守りや声かけ、子どものいじめに関する情報提供等は、子どもやいじめに対する適切な認識をもっていることで、より効果的な取組が可能になります。このため、地域住民は、情報収集や学習の機会を通して子どもやいじめに関する理解を深めることが求められます。

(6) 子どもの役割

- ① 子どもは、互いに思いやり、ともに支え合いながら、いじめのない生活を送ることができるよう努めることが求められます。

5 市の取組

市は、いじめの防止等について、学校、家庭、地域、関係機関等と連携し、力を合わせて社会総ぐるみで対処していきます。

(1) 大府市いじめ問題対策連絡協議会

市は、法第14条第1項の趣旨を踏まえ、いじめの防止等に関する機関の連携を図るため、社会福祉関係団体、教育関係団体、自治区やコミュニティ、関係行政機関、学校、教育委員会、医療機関等の関係者を構成員とする「大府市いじめ問題対策連絡協議会」を設置します。そこでは、いじめの防止等に関する機関のいじめの問題への取

組状況を検証・協議し、本市のいじめ防止対策の一層の充実を図ります。また、本市のいじめの防止等に関する取組が、大府市いじめ防止基本方針に基づき、実効的に行われているかを点検し、今後の取組や施策の充実に生かします。

(2) 広報・啓発活動

市は、「いじめをしない、させない、見逃さない」社会の実現を目指すため、あらゆる機会を通じて、いじめの防止等についての広報・啓発活動を行います。

6 教育委員会の取組

(1) 教職員の資質の向上

教育委員会は、教職員によっていじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員に対する研修の充実を図ります。

(2) インターネット上のいじめに対する対策の推進

教育委員会は、インターネット上のサイト等における誹謗中傷等のトラブルに子どもが巻き込まれることを未然に防ぐために、インターネットの利用に関する指導等、情報モラル教育を充実します。また、専門機関等と連携し、有害情報等を検索・監視するための取組を強化します。

(3) 調査研究の推進等

教育委員会は、いじめの防止等のための対策に係る事例等を集積・分析する等、調査・研究を推進します。また、その成果を学校現場にフィードバックすることで、各学校での取組を支援します。

(4) 広報・啓発活動

教育委員会は、「いじめをしない、させない、見逃さない」社会の実現を目指すため、あらゆる機会を通じて、いじめの防止等についての広報・啓発活動を行います。

7 学校の取組

学校は、いじめはどの子どもにもどの学校でも起こり得る問題であることを踏まえ、大府市いじめ防止基本方針を参酌し、当該学校の実情に応じて「学校いじめ防止基本方針」を策定します（法第13条）。また、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、学校の設置者、家庭、地域、関係機関等と緊密な連携を「大府市生徒指導部会」の場等で図り、いじめの未然防止、早期発見、いじめに対する適切な措置等について組織的に取り組み、いじめを許さない学校づくりを目指します。

また、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるとともに、学校評価において目標の達成状況を評価し、その評価結果を踏まえて、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図ります。

8 重大事態への対処

(1) 学校及び教育委員会の対処

- ① いじめが発生した場合又はいじめの認知をした場合、該当学校は教育委員会へ報告します。
- ② 学校は、調査組織を設置し、事実を明確にするための調査を実施します。
- ③ 学校が調査を行う場合、学校いじめ対策組織を母体として、調査や対応を行います。教育委員会は、支援チームを派遣する等、学校の調査及び対応を指導・助言・支援します。
- ④ 学校は、調査が終了した場合、速やかに教育委員会へ報告し、いじめを受けた子ども及びその保護者に対する適切な情報提供をします。その後、調査結果を踏まえた子どもへの指導と支援を行います。
- ⑤ 教育委員会は、学校からの報告により、法第28条第1項に規定する重大事態※₄が発生したと判断した場合には、市長に事態発生について報告をします。また、法第14条第3項に基づき、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加による附属機関（大府市いじめ問題対策委員会）を設置して調査を行うこととします。

※4 「重大事態」（法第28条第1項）とは

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安とする。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき

- ⑥ この調査は、事実関係を明確にするための調査（背景事情、人間関係における問題、学校・教職員の対応等）であって、因果関係を特定し、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接目的とするものではなく、学校及び教育委員会が、事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。
- ⑦ 教育委員会が調査を行った場合、当該調査に係るいじめを受けた子ども及びその保護者に対し、事実関係等その他の必要な情報提供を適切に行います。
- ⑧ 調査の結果について、教育委員会は市長に報告します。

(2) 市長による再調査及び再調査を踏まえた対処

- ① 市長は、学校や教育委員会が行った調査（法第28条第1項）の結果について報告

を受けた場合、法第30条第2項に基づき、当該重大事態への対処や同種の事態の発生を防止するために、必要がある場合には、附属機関として、学識経験を有する者その他いじめの防止等に係る専門的な知識を有する者で構成する附属機関（大府市いじめ問題再調査委員会）を設置し、学校又は教育委員会が行った調査結果について調査（以下「再調査」といいます。）を行うこととします。

- ② 再調査を行った場合、学校については個人のプライバシーに対して必要な配慮を確保した上で、市長はその結果を議会に報告します（法第30条第3項）。
- ③ 学校について再調査を行った場合、市長又は教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、指導主事や専門家を派遣する等、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じます。

平成30年4月1日 策 定

令和3年9月1日 一部改正

